

令和 7 年第 1 回国東市議会定例会 提出議案

報告 第 4 号	専決処分の報告について（訴訟上の和解について）	P 1
議案 第 3 号	令和 6 年度国東市一般会計補正予算(第 7 号)	P 3
議案 第 4 号	令和 6 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第 2 号）	P 4
議案 第 5 号	令和 6 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)	P 5
議案 第 6 号	令和 6 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定 第 3 号 介護サービス事業勘定第 2 号)	P 6
議案 第 7 号	令和 6 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)	P 7
議案 第 8 号	令和 6 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 3 号)	P 8
議案 第 9 号	令和 6 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)	P 9
議案 第 10 号	令和 6 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 2 号)	P 1 0
議案 第 11 号	令和 6 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 3 号)	P 1 1
議案 第 12 号	令和 7 年度国東市一般会計予算	P 1 2
議案 第 13 号	令和 7 年度国東市立国東自動車学校特別会計予算	P 1 3
議案 第 14 号	令和 7 年度国東市国民健康保険事業特別会計予算	P 1 4
議案 第 15 号	令和 7 年度国東市介護保険事業特別会計予算	P 1 5
議案 第 16 号	令和 7 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算	P 1 6
議案 第 17 号	令和 7 年度国東市水道事業特別会計予算	P 1 7
議案 第 18 号	令和 7 年度国東市下水道事業特別会計予算	P 1 8
議案 第 19 号	令和 7 年度国東市工業用水道事業特別会計予算	P 1 9
議案 第 20 号	令和 7 年度国東市民病院事業特別会計予算	P 2 0

議案 第 21 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	P 2 1
議案 第 22 号	国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P 2 3
議案 第 23 号	国東市職員の給与に関する条例等の一部改正について	P 2 4
議案 第 24 号	国東市税条例及び国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	P 3 9
議案 第 25 号	国東市国民健康保険税条例の一部改正について	P 4 1
議案 第 26 号	国東市立幼稚園設置条例の一部改正について	P 4 3
議案 第 27 号	国東市はり、きゅう施設利用助成金に関する条例の一部改正について	P 4 4
議案 第 28 号	国東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部改正について	P 4 5
議案 第 29 号	国東市道路占用料徴収条例の一部改正について	P 4 6
議案 第 30 号	国東市営住宅条例の一部改正について	P 5 1
議案 第 31 号	国東市公共下水道条例及び国東市特定環境保全公共下水道条例の一部改正について	P 5 2
議案 第 32 号	国東市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	P 5 3
議案 第 33 号	国東市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について	P 5 4
議案 第 34 号	国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 5 5
議案 第 35 号	国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 5 7
議案 第 36 号	国東市出産祝金条例の廃止について	P 5 9
議案 第 37 号	指定管理者の指定について(対象施設：本城地区集会所)	P 6 0
議案 第 38 号	指定管理者の指定について(対象施設：国東市国見農産物直売所及び国東市くにみオートキャンプ場)	P 6 1

議案 第 39 号	指定管理者の指定について（対象施設：国東市マリニピアむさし）	P 6 2
議案 第 40 号	指定管理者の指定について（対象施設：国東市西本活性化センター）	P 6 3
議案 第 41 号	市道路線の認定について	P 6 4
議案 第 42 号	市道路線の変更について	P 6 5
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について	P 6 6
同意 第 1 号	農業委員会委員の任命について	P 6 7
同意 第 2 号	農業委員会委員の任命について	P 6 8
同意 第 3 号	農業委員会委員の任命について	P 6 9
同意 第 4 号	農業委員会委員の任命について	P 7 0
同意 第 5 号	農業委員会委員の任命について	P 7 1
同意 第 6 号	農業委員会委員の任命について	P 7 2
同意 第 7 号	農業委員会委員の任命について	P 7 3
同意 第 8 号	農業委員会委員の任命について	P 7 4
同意 第 9 号	農業委員会委員の任命について	P 7 5
同意 第 10 号	農業委員会委員の任命について	P 7 6
同意 第 11 号	農業委員会委員の任命について	P 7 7
同意 第 12 号	農業委員会委員の任命について	P 7 8
同意 第 13 号	農業委員会委員の任命について	P 7 9
同意 第 14 号	農業委員会委員の任命について	P 8 0

同意 第 15 号	農業委員会委員の任命について	P 8 1
--------------	----------------	-------

報告	1 件
議案	4 0 件
諮問	1 件
同意	1 5 件
計	5 7 件

報告第 4 号

専決処分の報告について（訴訟上の和解について）

訴訟上の和解について、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

訴訟上の和解について、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 17 日

国東市長 松 井 督 治

記

1. 事件の内容

相手方は、市内学校に在籍していた生徒 A が他校に転校した原因はいじめを受けたことにあり、当該いじめはいじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 1 号の重大事態に該当するにもかかわらず、学校側が必要な対応を怠った等として、国東市に対して損害賠償請求訴訟を提起していたが、裁判所からの勧告により和解に至ったもの。

2. 和解の内容

- (1) 国東市教育委員会では、従来から、学校におけるいじめ根絶に向けて様々な取組を実施してきたところであるが、今後とも引き続き、いじめ根絶に向けて努力する。
- (2) 相手方は、国東市に対する請求を放棄する。
- (3) 相手方と国東市は、相手方及び国東市の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認し、相手方は、国東市及びその職員に対し、いかなる請求もしない。
- (4) 訴訟費用は各自の負担とする。

3. 和解の相手方

生徒 A

保護者 B

議案第 3 号

令和 6 年度国東市一般会計補正予算(第 7 号)

令和 6 年度国東市一般会計補正予算(第 7 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 4 号

令和 6 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 2 号)

令和 6 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 5 号

令和 6 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 6 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 6 号

令和 6 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 3 号 介護サービス事業勘定第 2 号)

令和 6 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 3 号 介護サービス事業勘定第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 7 号

令和 6 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 6 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 8 号

令和 6 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 6 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 9 号

令和 6 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)

令和 6 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 10 号

令和 6 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 6 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 11 号

令和 6 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 6 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 12 号

令和 7 年度国東市一般会計予算

令和 7 年度国東市一般会計予算を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 13 号

令和 7 年度国東市立国東自動車学校特別会計予算

令和 7 年度国東市立国東自動車学校特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 14 号

令和 7 年度国東市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度国東市国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 15 号

令和 7 年度国東市介護保険事業特別会計予算

令和 7 年度国東市介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 16 号

令和 7 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 7 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 17 号

令和 7 年度国東市水道事業特別会計予算

令和 7 年度国東市水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 18 号

令和 7 年度国東市下水道事業特別会計予算

令和 7 年度国東市下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 19 号

令和 7 年度国東市工業用水道事業特別会計予算

令和 7 年度国東市工業用水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 20 号

令和 7 年度国東市民病院事業特別会計予算

令和 7 年度国東市民病院事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 21 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(国東市情報公開条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- 1 国東市情報公開条例（平成 18 年国東市条例第 11 号）第 38 条
- 2 国東市土砂等による土地の埋め立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例（平成 18 年国東市条例第 176 号）第 25 条
- 3 国東市行政不服審査会条例（平成 28 年国東市条例第 1 号）第 11 条
- 4 国東市個人情報保護法施行条例（令和 5 年国東市条例第 1 号）附則第 3 条第 3 項及び第 4 項
- 5 国東市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年国東市条例第 15 号）第 52 条、第 53 条及び第 54 条

(国東市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- 1 国東市職員の給与に関する条例（平成 18 年国東市条例第 59 号）第 28 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号
- 2 国東市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 18 年国東市条例第 228 号）第 5 条

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において旧刑法という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(国東市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の規定による国東市職員の給与に関する条例第29条第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。

提案理由 令和4年6月17日公布の「刑法等の一部を改正する法律」により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて、新たに「拘禁刑」が創設されたことに伴い、本市の条例中で規定している「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもの。

議案第22号

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年国東市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中「心身障害児就学指導委員」を「教育支援委員会委員」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由 従来の就学指導に加えて早期からの教育相談・支援や就学先決定、更に就学後の一貫した支援についても助言を行うという観点から就学指導委員会の名称を変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 23 号

国東市職員の給与に関する条例等の一部改正について

国東市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(国東市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 国東市職員の給与に関する条例(平成18年国東市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第30条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第6条関係)

行政職給料表

(単位：円)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500

	45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200
	46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000
	47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400
	48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100
	49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600
	50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000
	51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400
	52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800
	53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200
	54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600
	55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000
	56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300
	57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600
	58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000
	59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300
	60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600
	61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
	62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	
	63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	
	64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	
	65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	
	66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	
	67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	
	68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	
	69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	
	70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	
	71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	
	72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	
	73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	
	74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	
	75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	
	76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	
	77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	
	78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	
	79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300	
	80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500	
	81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700	

	82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000	
	83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300	
	84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500	
	85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700	
	86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	416, 000	
	87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	416, 300	
	88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	416, 500	
	89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	416, 700	
	90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	417, 000	
	91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	417, 300	
	92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	417, 500	
	93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	417, 700	
	94		299, 400	347, 400	386, 600	398, 500	418, 000	
	95		299, 700	347, 800	387, 000	398, 800	418, 300	
	96		300, 100	348, 200	387, 400	399, 000	418, 500	
	97		300, 300	348, 400	387, 700	399, 200		
	98		300, 600	348, 800	388, 200			
	99		301, 000	349, 200	388, 600			
	100		301, 400	349, 500	389, 000			
	101		301, 600	349, 800	389, 300			
	102		301, 900	350, 200				
	103		302, 200	350, 600				
	104		302, 500	351, 000				
	105		302, 700	351, 500				
	106		303, 000	351, 900				
	107		303, 300	352, 300				
	108		303, 600	352, 700				
	109		303, 800	353, 200				
	110		304, 200	353, 600				
	111		304, 600	353, 900				
	112		304, 900	354, 200				
	113		305, 100	354, 700				
	114		305, 300					
	115		305, 600					
	116		306, 000					
	117		306, 200					
	118		306, 400					

	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていないすべての職員に適用する。

第2条 国東市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号を削除し、同条第3項中「第1号及び」及び「配偶者、」を削り、「10,000円」を「13,000円」に改める。

第24条中「50を乗じたもの」を「52を乗じて得た時間から規則で定める時間を減じたもの」に改める。

第26条第2項中「午前零時」を「午後10時」に改める。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第30条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第31条第2項中「第14条から第16条まで」を「第14条及び第15条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第6条関係)

行政職給料表

(単位：円)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300

41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	416, 000	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	416, 300	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	416, 500	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	416, 700	

78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	417, 000	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	417, 300	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	417, 500	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	417, 700	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	418, 000	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	418, 300	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	418, 500	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 600	398, 500		
87	256, 300	297, 400	346, 400	387, 000	398, 800		
88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 400	399, 000		
89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 700	399, 200		
90	257, 200	298, 300	347, 400	388, 200			
91	257, 500	298, 600	347, 800	388, 600			
92	257, 800	299, 000	348, 200	389, 000			
93	258, 100	299, 200	348, 400	389, 300			
94		299, 400	348, 800				
95		299, 700	349, 200				
96		300, 100	349, 500				
97		300, 300	349, 800				
98		300, 600	350, 200				
99		301, 000	350, 600				
100		301, 400	351, 000				
101		301, 600	351, 500				
102		301, 900	351, 900				
103		302, 200	352, 300				
104		302, 500	352, 700				
105		302, 700	353, 200				
106		303, 000	353, 600				
107		303, 300	353, 900				
108		303, 600	354, 200				
109		303, 800	354, 700				
110		304, 200					
111		304, 600					
112		304, 900					
113		305, 100					
114		305, 300					

	115		305, 600					
	116		306, 000					
	117		306, 200					
	118		306, 400					
	119		306, 700					
	120		307, 000					
	121		307, 400					
	122		307, 600					
	123		307, 900					
	124		308, 200					
	125		308, 500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていないすべての職員に適用する。

(国東市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 国東市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年国東市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号を削除する。

第14条第3項中「及び第5条」を削る。

(国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 国東市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年国東市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

(災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当)

第12条 第2条第11号の手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。

- (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防、道路その他の現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(以下「応急作業等」という。)
- (2) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助の業務
- (3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定す

る災害発生市町村の区域(以下「適用区域」という。)において行う避難所運営の業務、罹災証明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務

(4) その他市長が適当と認める業務

2 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 次に掲げる作業の種類に応じ、次に掲げる額

ア 応急作業等の作業 530円

イ 巡回監視の作業 350円

(2) 前項第2号の業務 530円

(3) 前項第3号又は第4号の業務に4時間以上従事したとき 530円

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額(同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額)とする。

(1) 第1項各号に掲げる作業又は業務の一部又は全部が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項各号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項第2号、同項第3号又は同項第4号の業務が著しく危険であると市長が認める場合 前項第2号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(3) 第1項各号に掲げる作業が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項各号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(国東市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第5条 国東市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年国東市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条中「乗じた」の次に「時間から規則で定める時間を減じた」を加える。

(国東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例)

第6条 国東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(平成18年国東市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第7条 国東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条及び第7条の規定は令和7年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定(国東市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第27条第2項及び第30条第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定(国東市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「特殊勤務手当条例」という。))は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)第27条第2項及び第30条第2項の規定並びに第6条の規定による改正後の国東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)第7条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 4 令和6年4月1日(以下この項及び次項において「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(切替日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 5 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。
(施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)
- 6 施行日から令和7年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 7 改正後の給与条例及び改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例及び第6条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例及び改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(号給の切替え)
- 8 令和7年4月1日(以下この項において「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって、同日にその者が属していた職務の級が国東市職員の給与に関する条例別表第1に掲げられているものの切替日における号給(以下「新号

給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて次の表に定める号給とする。

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17

34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	

71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78	74	
87	83	79	79	75	
88	84	80	80	76	
89	85	81	81	77	
90	86	82	82	78	
91	87	83	83	79	
92	88	84	84	80	
93	89	85	85	81	
94	90	86	86	82	
95	91	87	87	83	
96	92	88	88	84	
97	93	89	89		
98	94	90			
99	95	91			
100	96	92			
101	97	93			
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				

108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

(経過措置)

9 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第2条の規定による改正前の国東市職員の給与に関する条例第14条第2項第1号及び第3項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「6,500円」とあるのは「3,000円」とし、「10,000円」とあるのは「12,000円」とする。

10 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第3条の規定による改正前の国東市技能労務職員の給与種類及び基準に関する条例第4条第2項第1号の規定は、なおその効力を有する。

(規則への委任)

11 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由 人事院勧告及び大分県人事委員会勧告を考慮し、職員の給与等の改定並びに常勤の特別職及び市議会議員の期末手当について、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第24号

国東市税条例及び国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

国東市税条例及び国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市税条例及び国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(国東市税条例の一部改正)

第1条 国東市税条例（平成18年国東市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 国東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年国東市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部改正にともない、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第25号

国東市国民健康保険税条例の一部改正について

国東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国東市国民健康保険税条例（平成18年国東市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の8.00」を「100分の8.40」に改める。

第4条中「21,800円」を「23,600円」に改める。

第7条の3第1号中「7,600円」を「7,200円」に改め、同条第2号中「3,800円」を「3,600円」に改め、同条第3号中「5,700円」を「5,400円」に改める。

第21条第1項第1号ア中「15,260円」を「16,520円」に改め、同号エ(ア)中「5,320円」を「5,040円」に改め、同号エ(イ)中「2,660円」を「2,520円」に改め、同号エ(ウ)中「3,990円」を「3,780円」に改め、同項第2号ア中「10,900円」を「11,800円」に改め、同号エ(ア)中「3,800円」を「3,600円」に改め、同号エ(イ)中「1,900円」を「1,800円」に改め、同号エ(ウ)中「2,850円」を「2,700円」に改め、同項第3号ア中「4,360円」を「4,720円」に改め、同号エ(ア)中「1,520円」を「1,440円」に改め、同号エ(イ)中「760円」を「720円」に改め、同号エ(ウ)中「1,140円」を「1,080円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,270円」を「3,540円」に改め、同号イ中「5,450円」を「5,900円」に改め、同号ウ中「8,720円」を「9,440円」に改め、同号エ中「10,900円」を「11,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の国東市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由 国民健康保険税医療分の所得割率及び平等割額並びに後期高齢者支援分の均等割について改定するため、国東市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 26 号

国東市立幼稚園設置条例の一部改正について

国東市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

国東市立幼稚園設置条例（平成 18 年国東市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

別表竹田津幼稚園の項、熊毛幼稚園の項及び富来幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 竹田津幼稚園、熊毛幼稚園、富来幼稚園の廃園にあたり、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 27 号

国東市はり、きゅう施設利用助成金に関する条例の一部改正について

国東市はり、きゅう施設利用助成金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市はり、きゅう施設利用助成金に関する条例の一部を改正する条例

国東市はり、きゅう施設利用助成金に関する条例（平成 18 年国東市条例第 141 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「有する」の次に「満 70 歳以上の」を加え、同条第 2 号中「後期高齢者医療被保険者証又は国民健康保険高齢受給者証若しくはこれに相当する各種健康保険受給者証の交付を受けている者」を「生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による給付を受けていない者」に改める。

第 3 条第 1 項中「500 円」を「800 円」に改め、同条第 2 項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 助成対象者及び施術の助成金額の見直しにより、本条例の一部を改正するもの。

議案第28号

国東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部改正について

国東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例

国東市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例（平成18年国東市条例第176号）の一部を次のように改正する。

題名中「たい積」を「堆積」に改める。

第1条中「たい積」を「堆積」に改め、「災害の防止及び」を削る。

第2条第1号及び第2号中「たい積」を「堆積」に改める。

第4条第3号中「災害の防止及び」を削る。

第6条第1項中「、その事業に起因する災害の発生を未然に防止するとともに」を削る。

第9条第1項第1号中「災害の防止、」を削る。

第20条第2項及び第21条中「災害の防止及び」を削る。

第23条第1項中「たい積」を「堆積」に改める。

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

提案理由 令和7年5月1日に宅地造成及び特定盛土規制法（令和4年法律第55号）に基づく規制区域指定による盛土規制法の運用開始に伴い、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例が改正されたため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 29 号

国東市道路占用料徴収条例の一部改正について

国東市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

国東市道路占用料徴収条例(平成 18 年国東市条例第 207 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占有物件		占有料	
		単位	料金
法第32条 第1項第1 号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき1 年	600
	第2種電柱		920
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		540
	第2種電話柱		860
	第3種電話柱		1,200
	その他の柱類		54
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー トルにつき1年	5
	地下電線その他地下に設ける線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	530
	地下に設ける変圧器	占有面積1平 方メートル につき1年	320
	変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	1個につき1 年	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		450
	広告塔	表示面積1平	550

		方メートル につき1年	
	その他のもの	占用面積1平方メートル につき1年	1,100
法第32条 第1項第2 号に掲げ る物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	23
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		32
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		48
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		64
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		97
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		230
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		320
	外径が1メートル以上のもの		640
第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 (ただし、自動運行補助施設は除く。)		占用面積1平方メートル につき1年	1,100
第32条第1項 第5号に掲げ る施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を 乗じて得た 額
		階数が2のもの	Aに0.006を 乗じて得た 額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を 乗じて得た 額
	上空に設ける通路		270
	地下に設ける通路		160
	その他のもの		1,100
法第32条第1	祭礼、縁日等に際し、一時的に設け	占用面積1平方メートル につき1年	5

項第6号に掲げる施設	るもの		方メートルにつき1日	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	55
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	55
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	550
	標識		1本につき1年	860
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	5
		その他のもの	1本につき1月	55
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	5
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	55
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	550
		その他のもの		270
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	55
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				110
令第7条第8号	トンネルの上又は高架の道路の路面		占用面積1平	Aに0.017を

に掲げる施設	下に設けるもの	方メートル につき1年	乗じて得た 額
	上空に設けるもの		Aに0.017を 乗じて得た 額
	その他のもの		Aに0.025を 乗じて得た 額
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物		Aに0.022を 乗じて得た 額
	その他のもの		Aに0.015を 乗じて得た 額
令第7条第10 号に掲げる施 設及び自動車 駐車場	建築物		Aに0.022を 乗じて得た 額
	その他のもの		Aに0.015を 乗じて得た 額
令第7条第11 号に掲げる応 急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面 下に設けるもの		Aに0.022を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの		Aに0.022を 乗じて得た 額
	その他のもの		Aに0.031を 乗じて得た 額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を 乗じて得た 額
令第7条第13 号に掲げる施 設	トンネルの上又は高速自動車国道若 しくは自動車専用道路(高架のもの に限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.022を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの		Aに0.022を

		乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした許可又は協議に係る占用物件の各年度の占用料の額は、占用物件ごとにこの条例による改正後の国東市道路占用料徴収条例(以下「新条例」という。)により算出した占用料の額が前年度の占用料の額(前年度における占用の期間が各年度における占用の期間と異なる場合にあっては、当該前年度における占用の期間に代えて各年度における占用の期間を用いて算出した占用料の額。以下同じ。)に100分の120を乗じて得た額を超える場合には、新条例の規定にかかわらず、当該前年度の占用料の額に100分の120を乗じて得た額とする。

提案理由 道路法施行令(昭和27年政令第479号)及び大分県道路占用料徴収条例(昭和51年大分県条例第38号)の一部改正に伴い、占用料の額が改定されたため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 30 号

国東市営住宅条例の一部改正について

国東市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市営住宅条例の一部を改正する条例

国東市営住宅条例(平成 18 年国東市条例第 213 号)の一部を次のように改正する。
別表第 1 伊予野ヶ丘団地の項中「2 戸」を「1 戸」に、同表計の項中「623 戸」を
「622 戸」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 老朽化した市営住宅の一部を用途廃止するにあたり、本条例の一部を改正
する必要があるので提出する。

議案第 31 号

国東市公共下水道条例及び国東市特定環境保全公共下水道条例の一部
改正について

国東市公共下水道条例及び国東市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市公共下水道条例及び国東市特定環境保全公共下水道条例の一部
を改正する条例

(国東市公共下水道条例の一部改正)

第 1 条 国東市公共下水道条例（平成 18 年国東市条例第 219 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 35 条第 1 項第 9 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

(国東市特定環境保全公共下水道条例の一部改正)

第 2 条 国東市特定環境保全公共下水道条例（平成 18 年国東市条例第 220 号）の一
部を次のように改正する。

第 33 条第 1 項第 9 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 下水道法施行令の一部改正に伴い、国東市公共下水道条例及び国東市特
定環境保全公共下水道条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 32 号

国東市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

国東市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

国東市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成 18 年国東市条例第 228 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「920 人」を「760 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 国東市消防団の定数の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要がある
るので提出する。

議案第33号

国東市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

国東市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

国東市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成24年国東市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号及び第6号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由 児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。

議案第34号

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年国東市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「支援を行う」を「支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同条第3項を次のように改める。

3 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第6条第3項を第5項とし、第2項中「全てを満たす」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由 子ども・子育て支援法施行規則及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため提出するもの。

議案第35号

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年国東市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「以下この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項を次のように改める。

3 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第6条第3項を第5項とし、第2項中「全てを満たす」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容の支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため提出するもの。

議案第 36 号

国東市出産祝金条例の廃止について

国東市出産祝金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市出産祝金条例を廃止する条例

国東市出産祝金条例(平成 18 年国東市条例第 247 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 出産を奨励祝福する本事業を見直し、出産後の子育て家庭を支援する新たな給付金事業を実施するため、本条例を廃止する必要があるので提出する。

議案第 37 号

指定管理者の指定について(対象施設：本城地区集会所)

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
本城地区集会所
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
国東市国見町伊美 3516 番地
本城区本城組
代表 山口 智幸
3. 指定管理者に指定する期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由 本城地区集会所の指定管理者として、「本城区本城組」を指定したいので提出する。

議案第 38 号

指定管理者の指定について（対象施設：国東市国見農産物直売所及び国東市くにみオートキャンプ場）

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
国東市国見農産物直売所及び国東市くにみオートキャンプ場
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
国東市国見町伊美 4252 番地 1
株式会社 国商
代表取締役 中田 博之
3. 指定管理者に指定する期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市国見農産物直売所及び国東市くにみオートキャンプ場の指定管理者として、「株式会社 国商」を指定したいので提出する。

議案第 39 号

指定管理者の指定について(対象施設：国東市マリンピアむさし)

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
国東市マリンピアむさし
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
大分市日吉原 3 番地 18
株式会社KYOWA
代表取締役社長 青山 康夫
3. 指定管理者に指定する期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市マリンピアむさしの指定管理者として、「株式会社KYOWA」を指定したいので提出する。

議案第 40 号

指定管理者の指定について(対象施設：国東市西本活性化センター)

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
国東市西本活性化センター
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
国東市安岐町西本 801 番地
西本区
区長 堀 直己
3. 指定管理者に指定する期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市西本活性化センターの指定管理者として、「西本区」を指定したいので提出する。

議案第 41 号

市道路線の認定について

市道の路線を下記のとおり認定することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

記

路線番号	路線種別 路 線 名	起 点	終 点	摘 要
4511	その他 そらにわ 1 号線	国東市安岐町 下原字利正寺 2155 番 26	国東市安岐町 下原字利正寺 2155 番 26	新規路線 L=234.90m
4512	その他 そらにわ 2 号線	国東市安岐町 下原字利正寺 2155 番 26	国東市安岐町 下原字利正寺 2155 番 26	新規路線 L=64.50m
4513	その他 そらにわ 3 号線	国東市安岐町 下原字武蔵町 1262 番 5	国東市安岐町 下原字武蔵町 1262 番 5	新規路線 L=21.90m

提案理由 住宅分譲地の整備により市道認定基準を満たしていることから、市道認定をするもの。

議案第 42 号

市道路線の変更について

市道の路線を下記のとおり変更することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

記

路線 番号	旧新 別	路線種別 路線名	起点	終点	備 考
2178	旧	その他 堅来鳴線	国東市国東町東堅 来字尾崎 2493 番 1 地先	国東市国東町東堅 来字ナル 3291 番地 先	L=220.00m
	新		国東市国東町東堅 来字尾崎 2493 番 7 地先	国東市国東町東堅 来字ナル 3291 番地 先	L=253.10m

提案理由 道路台帳の修正により、起点の位置を変更するため提出する。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市国見町

氏 名 もりひろ 森廣 み さ こ 美砂子

生年月日

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 令和 7 年 6 月 30 日に山口真喜子委員の任期が満了するため、次期委員候補者として推薦することについて議会の意見を求める。

同意第 1 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国見町

氏 名 とよだ 豊田 せいゆう 聖祐

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 委員の任期が、令和 7 年 3 月 31 日に満了となることから、再任する必要があるので提出する。

同意第 2 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町

氏 名 あきくに たかみ
秋國 崇己

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 委員の任期が、令和 7 年 3 月 31 日に満了となることから、再任する必要があるので提出する。

同意第 3 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市武蔵町

氏 名 いわたけ 岩竹 ただひろ 忠洋

生年月日

区 分 認定農業者以外

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 委員の任期が、令和 7 年 3 月 31 日に満了となることから、次期委員を任命する必要があるので提出する。

同意第 4 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市安岐町

氏 名 まつばら 松原 ただし 正

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 委員の任期が、令和 7 年 3 月 31 日に満了となることから、次期委員を任命する必要があるので提出する。

同意第 5 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国見町

氏 名 ふじもと とおる
藤本 徹

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 委員の任期が、令和 7 年 3 月 31 日に満了となることから、再任する必要があるので提出する。

同意第 6 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国見町

氏 名 ふるた あきとし
古田 明敏

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 委員の任期が、令和 7 年 3 月 31 日に満了となることから、次期委員を任命する必要があるので提出する。

同意第 7 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町

氏 名 かんだ 神田 かつし 勝士

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 委員の任期が、令和 7 年 3 月 31 日に満了となることから、次期委員を任命する必要があるので提出する。

同意第 8 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 杵築市大字杵築

氏 名 さとう 佐藤 つかさ 司

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 委員の任期が、令和 7 年 3 月 31 日に満了となることから、再任する必要があるので提出する。

同意第 9 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市安岐町

氏 名 まつばら まさゆき
松原 雅之

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 委員の任期が、令和 7 年 3 月 31 日に満了となることから、再任する必要があるので提出する。

同意第 10 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町

氏 名 さかもと 坂本 みつぐ 貢

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 委員の任期が、令和 7 年 3 月 31 日に満了となることから、次期委員を任命する必要があるので提出する。

同意第 11 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市武蔵町

氏 名 ありつぎ 有次 しょうじ 昭二

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 委員の任期が、令和 7 年 3 月 31 日に満了となることから、次期委員を任命する必要があるので提出する。

同意第 12 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市安岐町

氏 名 よしだ よういち
吉田 洋一

生年月日

区 分 認定農業者等

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 委員の任期が、令和 7 年 3 月 31 日に満了となることから、次期委員を任命する必要があるので提出する。

同意第 13 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町

氏 名 おがさわら たまよ
小笠原 玉代

生年月日

区 分 認定農業者以外

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 委員の任期が、令和 7 年 3 月 31 日に満了となることから、次期委員を任命する必要があるので提出する。

同意第 14 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町

氏 名 もりしげ
森重 なるみ

生年月日

区 分 認定農業者以外

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 委員の任期が、令和 7 年 3 月 31 日に満了となることから、次期委員を任命する必要があるので提出する。

同意第 15 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町

氏 名 すえつな ひろこ
末綱 博子

生年月日

区 分 利害関係を有しない者

令和 7 年 2 月 26 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 委員の任期が、令和 7 年 3 月 31 日に満了となることから、次期委員を任命する必要があるので提出する。